

工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）の 減額となる場合の運用基準

「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）の運用マニュアル（平成20年7月制定）」（以下「運用マニュアル」という。）に規定する単品スライド額が減額となる場合の運用基準を定めたので、これによるものとする。

1 対象工事

- (1) 適用日において施工中又は適用日以降に契約する工事で、工期末が平成21年4月1日以降の工事
- (2) 対象資材の価格が請負代金額の1%を超えて変動（減額）している工事

2 対象材料

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、「運用マニュアル」の規定によるものとする。
- (2) 前項の「主要な工事材料」のうち、各品目ごとの変動額が、請負代金額の1%を超える場合に適用する。

3 スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、上記2(1)の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1/100$$
$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$
$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

S : スライド額
M当初 : 価格変動前の金額
M変更 : 価格変動後の金額
p : 設計時点における各対象材料の単価
p' : 4. の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価
D : 5. の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量
k : 落札率
P : 請負代金額

- (2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を示して6(4)により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が(1)のM変更を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)のM変更

に代えて受注者の実際の購入金額を用いて (1) の算定式によりスライド額を算定する。

- (3) 燃料油に該当する各対象材料について、6. (3) の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を5. の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、4 (1) ②の平均価格を乗じて得た金額。

4 価格変動後における単価の決定方法

スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') の決定方法は、次のとおりとする。

- (1) 鋼材類及びその他対象材料（燃料油、アスファルト類を除く）
- ① 施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した、各対象材料の搬入月の実勢価格とする。
- ただし、対象材料を複数の月に現場に搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格とする。
- ② 上記①の実勢価格は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- 【例】 4月に現場搬入した鋼材の実勢価格は、物価資料4月号の価格を採用する。
- (2) 燃料油
- ① 工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。
- なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、各対象材料の購入月の実勢価格とする。
- ただし、対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格とする。
- ② 上記①の実勢価格は、対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格とする。
- 【例】 4月に購入した燃料油の実勢価格は、物価資料5月号の価格を採用する。
- (3) アスファルト類
- ① 工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した、各対象材料の搬入月の実勢価格とする。ただし、対象材料を複数の月に現場に搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格とする。
- ② 上記①の実勢価格は、対象材料を搬入した月の翌月の物価資料の価格とする。
- 【例】 4月に現場搬入したアスファルト類の実勢価格は、物価資料5月号の価格を採用する。

5 対象数量の決定方法

スライド額の算定の対象とする数量 (D) の決定方法は、次のとおりとする。

- (1) 鋼材類及びその他対象材料（燃料油、アスファルト類を除く）
 - ① 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量とする。
また、発注者の設計数量の範囲内で、加工によるロス分も対象数量とする。この場合、ロス分に係るスクラップ控除を併せて考慮すること。
 - ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量とする。
なお、任意仮設については対象としないものとする。
- (2) 燃料油
 - ① 発注者の積算において、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されている設計数量とする。
 - ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量とする。なお、任意仮設については対象としないものとする。
 - ③ 現着単価で設定されている各種資材の運搬や、共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等の運搬及び分解・組立に必要な燃料油は、対象としないものとする。
- (3) アスファルト類
 - ① 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量とする。また、発注者の設計数量の範囲内で、施工によるロス分を対象数量とすることができる。
 - ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量とする。なお、任意仮設については対象としないものとする。

6 請負代金額の変更手続

- (1) 発注者は「1 対象工事」に該当すると認めるときは、該当する対象材料について、実勢価格、対象数量等をもとに算出した「請負代金額（減額）変更請求額概算計算書（様式1-1）」を添えて、原則「工期末の2ヶ月前まで」に、工事請負契約書第26条第5項の規定に基づく請負代金額の変更を請求できるものとする。（様式-1）
- (2) 発注者は、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求を行ったときは、工事請負契約書第26条第8項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを請求した日から7日以内に受注者に通知するものとする。（様式-2）
- (3) 工事請負契約書第26条第7項に基づく協議は、発注者が、計画工程表等をもとに対象となる品目、規格、数量等を決定し、書面により行うものとする。（様式-4）

- (4) 発注者は、受注者が発注者の算定したスライド額に対し、異議を申し立てたときは、受注者に対し、請負代金額変更請求計算書（様式－3）及び各対象材料を購入した際の購入数量・価格、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類（以下「証明書類」という。）の提出を求める。なお、証明書類（資料）には、納品書・請求書・領収書のほかに、様式－3－1～2に定める資料を含むものとする。
- (5) 前項の規定による証明書類等の提出の要求があった場合は、受注者は誠意をもって、これに応じなければならない。
- (6) 発注者は前項の協議が成立したときは、受注者に変更請負代金額及びスライド変更額を通知するものとする。（様式－5、様式5－1）ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

7 部分払時の取扱い

- (1) 本基準の施行後に、工事請負契約書第38条第3項の規定に基づき、部分払のための出来形検査を受注者が請求した場合において、当該出来形部分についても単品スライド条項の適用対象とする場合には、発注者は当該検査完了後に、「出来形検査に係る既済部分は工事請負契約書第26条第5項の適用対象とする」旨を通知するものとする。（様式－6）
- (2) 前項の規定を適用した場合、それ以降の残工事における部分払いのための出来形検査にあつては、必然的に単品スライド条項の適用対象となる。

附 則

- (1) この運用基準は、平成21年3月5日より施行する。
- (2) 工期の末日が平成21年4月1日以降で平成21年5月4日以前である工事については、6(1)において、「工期末の2ヶ月前までに」とあるのは、「工期満了前であつて、かつ、平成21年4月8日まで」とする。
- (3) 令和3年4月1日改正